

令和4年度 室見小学校いじめ防止基本方針

いじめの防止等のための取組に係る達成目標

4月に学校いじめ防止基本方針の共通理解、8月に学校いじめ防止対策委員会の取組内容の検討を行う。また、定期的に校内で情報交換を行い、全職員共通認識の基、いじめ問題等について全力で防止・解決に取り組む。

1 いじめ防止等に対する基本姿勢

「いじめは、どの学校でもどの学級でもどの子にも起こり得るものである。」という認識のもと、児童生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- (1) いじめを生まない教育活動の推進
- (2) いじめの早期発見の取組の充実
- (3) いじめへの早期対応と継続的指導の充実
- (4) 地域・家庭との積極的連携
- (5) 関係機関との密接な連携

<室見小 いじめゼロ宣言>

- ・いじめは人間として絶対に許しません。
- ・いじめられている人を絶対に守ります。
- ・いじめをはやしたてたり傍観したりする人も許しません。
- ・一人一人を尊重し、人を思いやる心を大切にします。

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

- (1) いじめを生まない教育活動の推進
 - 学校におけるいじめを生まない組織的な取り組みの実施を一層促進する。
 - 「いじめ（なかまづくり）アンケート」または「学校生活（よいこのきまり）アンケート」等を月に1回以上実施し、「いじめ（なかまづくり）アンケート」は、学期に一度は無記名で実施する。
 - ※ いじめ（なかまづくり）アンケートについては、1・2年生は実施後ファイルにとじていく。各担任が保管し、年度末に回収する。3年生以上は、学校アカウントのGoogleドライブに保存しておく。（2年間保管・保存）
 - Q-U等を実施する学年・学級については、結果を分析し、実態に応じた支援を行う。特に、Q-Uにおける要支援群の児童には、直ちに組織的かつ適切な支援を行う。
 - 「いじめ防止対策委員会」を生徒指導部会と兼ねて、月1回開催する。いじめの問題への組織的指導体制の整備等の取組を推進する。
 - 児童生徒が主体となって、いじめがおこらない学級や学校をつくるという発想に立ち、いじめの未然防止の取組を進めていく「いじめゼロプロジェクト」を実施する。
- (2) 地域・家庭、関係機関との積極的連携

- 保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図るとともに、校区内いじめ防止対策委員会や学校サポーター会議、学校警察連絡協議会等を活用する。

3 いじめの早期発見・即対応（いじめの兆候を見逃さない取組等）

- (1) いじめに関する早期発見のための措置や相談体制の整備、被害児童の権利等を擁護する。
- (2) いじめの問題に対する学校の取組の充実のため、「いじめ対応マニュアル」（市教委作成）及び「いじめの早期発見・早期対応の手引」（県教委作成）の活用を図る。
- (3) いじめに関する早期発見のための措置や相談体制を整備する。

4 いじめに対する措置（ネット上のいじめ、加害児童生徒への対応も含む）

- (1) 直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、組織的に対応する。
- (2) 状況や対応の経緯等について、客観的な事実確認を行い、その結果を速やかに教育委員会に報告する。
- (3) 中学校のカウンセラーと連携し、被害児童をはじめ、被害児童の保護者や加害児童・保護者等へのカウンセリング等の心のケアを行う。
- (4) 小・中学校における出席停止制度等の適切な運用及び全ての学校における毅然とした組織的指導の徹底を図り、いじめを行った児童への指導の徹底及び再発防止の徹底を推進する。
- (5) インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たることを理解させる取組を行い、児童生徒に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図る。
- (6) 加害児童生徒に対しては、人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導するとともに、加害児童生徒が抱える問題の解決を図る。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法 第28条関係）

児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえ、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取る。

6 いじめ防止のための職員研修

- (1) 教職員のいじめの問題に関する資質の向上を図るため、教育委員会と連携し、学校基本方針の共通理解、いじめの防止等のための対策に関する校内研修を実施する。
- (2) 「いじめ対応マニュアル」、教職員向けリーフレット「いじめゼロに向けて」や「いじめの早期発見・早期対応の手引き」を活用し、自らの対応を振り返るよう教職員への指導を図る。
- (3) いじめを未然に防止するために、Q-Uアンケートの分析・活用のための校内研修を実施する。
- (4) Q-Uアンケート実施後、事例検討会において、情報を組織的に共有し、支援方針を明確にする。
- (5) ネット上のいじめに関する校内研修を実施する。

7 その他（各取組のPDCAサイクル等について）

- (1) 学校いじめ防止基本方針を策定するに当たっては、方針を検討する段階から保護者、地域住民、関係機関等の参画を得た学校いじめ防止基本方針になるようにし、また、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるようにする。(平成31年度新規)
- (2) 策定した学校いじめ防止基本方針については、学校のホームページや通信等で広く周知を図るとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。
- (3) 学校基本方針に基づき、取組が適切に機能しているかを学校いじめ防止対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直しを行う。

8 いじめ防止等の対策のための組織（いじめ防止対策推進法 第22条関係）

(1) 組織の名称・役割

○名称「室見小学校いじめ防止対策委員会」

○役割

- ・ 学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むにあたって中核となる役割。
- ・ 基本方針に基づく取組の推進や年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・ いじめの相談・通報の窓口
- ・ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・ 学校における、いじめであるかどうかの判断
- ・ 関係のある児童の事実関係の聴取、組織的な指導や支援体制・対応方針の決定と保護者との連携等

(2) 組織の構成（別添資料1参照）

校長，教頭，教務主任，生徒指導担当教諭，人権担当教諭，養護教諭，各学年生徒指導担当教諭，スクールサポーター，SC，SSW，PTA会長，地域（公民館館長等）

9 重大事態発生時の調査機関（いじめ防止対策推進法 第28条関係）

(1) 組織の名称と役割

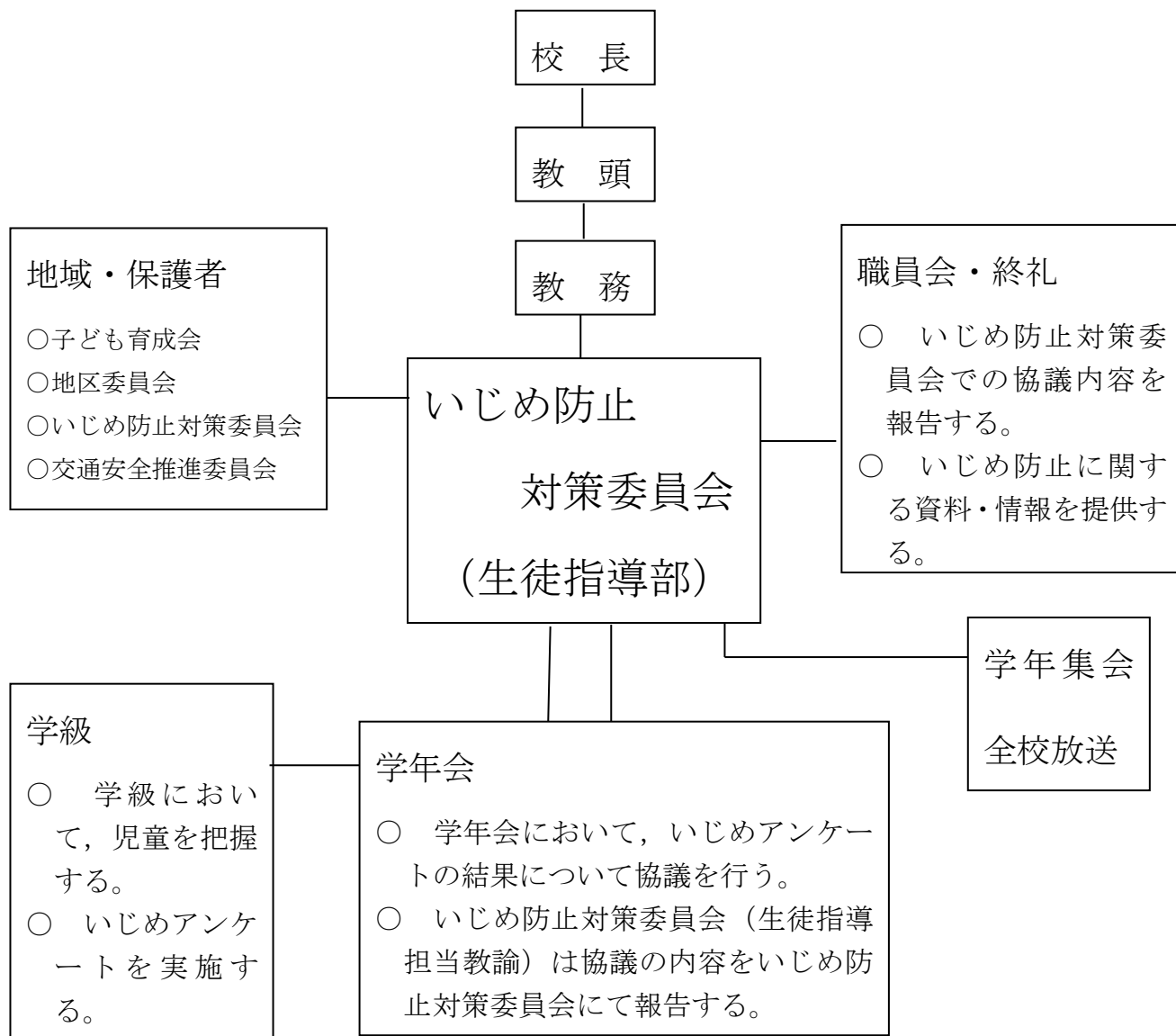
○名称 「室見小学校いじめ防止対策委員会」

○役割

- ・ 重大事態の発生について教育委員会への報告
- ・ 重大事態に係る事実関係の調査
- ・ 調査結果を教育委員会に報告
- ・ 調査結果について関係児童及び保護者への情報提供

(2) 組織の構成員

校長，教頭，教務主任教諭，生徒指導担当教諭，養護教諭，各学年生徒指導担当教諭



10 いじめ防止等の各取組の年間計画（P・D・C・Aを記入）

月	児童等への取組 及び児童の活動		職員研修等		チェック
4	いじめ防止基本方針作成 学校生活アンケート いじめアンケート（記名）	P D D	いじめ防止基本方針作成 いじめ防止対策委員会（校内）	P D	
5	いじめアンケート（無記名）	D	いじめ防止対策委員会（校内） 学校警察連絡協議会	D D	
6	Q-Uアンケート（1回目） いじめアンケート（記名） 児童会による取組 （いじめ防止取組月間）	D D PD	いじめ防止対策委員会（校外） 家庭訪問	D D	
7	生活習慣定着度調査 学校生活アンケート いじめアンケート（無記名）	D D D	いじめ防止対策委員会（校内） 学校サポーター会議	CA DC	
8	いじめゼロサミット2022参加	D	夏季研修（Q-U事例検討会） 夏季研修 （集団作りレポート交流） いじめ防止対策委員会（校内） ・1学期の取組の反省	CA D C	

			・ 2学期の取組の確認	AP	
9	児童会による取組 いじめゼロ実現プロジェクト いじめアンケート（記名）	D D	いじめ防止対策委員会(校内)	D	
10	いじめアンケート（無記名） いじめゼロ実現プロジェクト	D	いじめ防止対策委員会(校内)	D	
11	いじめアンケート（記名） 規範意識講演会（保護者含む） Q-Uアンケート（2回目）	D	いじめ防止対策委員会(校外)	D	
12	学校生活アンケート いじめアンケート（無記名）	D D	いじめ防止対策委員会(校内) ・ 2学期の取組の反省 ・ 3学期の取組の確認 学校サポーター会議 学校警察連絡協議会 冬季研修（Q-U事例検討会）	C AP C D CA	
1	いじめアンケート（記名） 児童会による取組	D CA	いじめ防止対策委員会(校内) 職員研修 （集団作りレポート交流）	D D	
2	いじめアンケート（無記名）	D	いじめ防止対策委員会(校外) 学校警察連絡協議会	D D	
3	学校生活アンケート いじめアンケート（記名）	D	学校サポーター会議 いじめ防止対策委員会(校内) ・ 1年間の取組の反省 ・ 次年度の取組の確認	C C A	